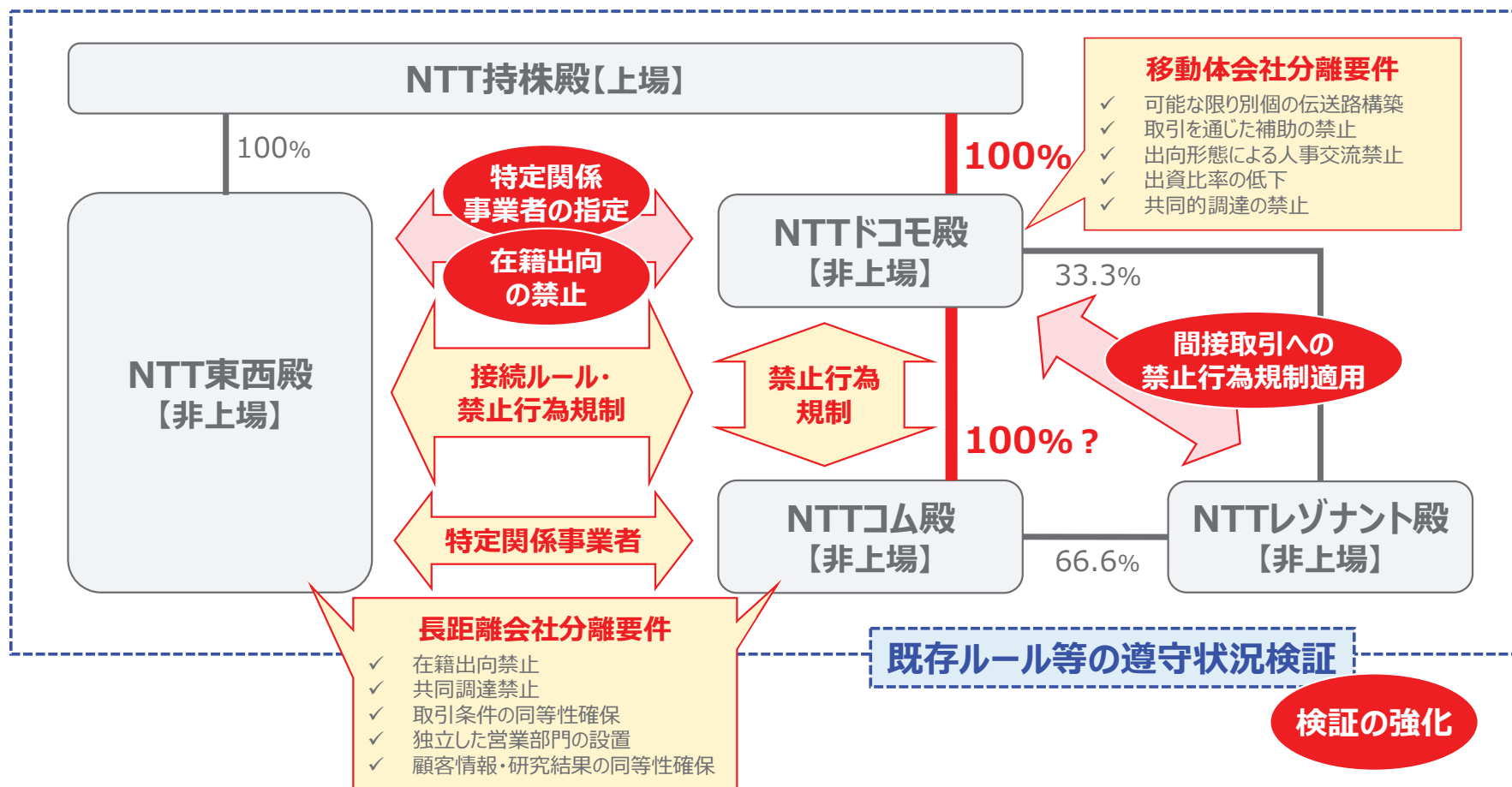


# 公正競争確保の在り方に関する検討会議(第5回) ご説明資料

ソフトバンク株式会社  
2021年2月16日

# 既存ルール全体の概要

今回のNTTドコモ殿の完全子会社化等を受け、**公正競争確保のためには追加的措置が必須**  
 (検証の強化による既存ルール等の実効性確保はその措置のひとつ)



# 既存ルールを検証について

既存ルール等の遵守状況検証については、  
今回のNTTグループ内の機能再編による関係性変化を踏まえ、強化が必須

## 本件取引（再編）についての当社の受け止め

10

### NTTドコモの完全子会社化の概要



- NTTドコモの株式について、公開買付けが成立  
8億1,502万株の応募があり、議決権所有割合は91.46%

<公開買付けの概要>

買付け期間	9月30日（水）～11月16日（月）
買付け価格	1株あたり3,900円

- 11月27日にNTTドコモ取締役会において、持株による売渡請求の承認を決議し、12月25日にNTTドコモは上場廃止予定、12月29日に持株会社が株式を取得予定（議決権所有割合100%の効力発生）

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第1回) 資料1-3 日本電信電話株式会社提出資料(2020年12月3日)

公正競争要件たる  
「持株会社の出資比率低下」に逆行  
する動きとの認識  
(過去の経緯は次スライド参照)

### 本件取引後の経営体制等



- 現時点未定だが、NTTドコモを完全子会社化した上で、NTTコミュニケーションズやNTTコムウェアのNTTドコモへの移管など、グループ会社との連携強化について検討していく考え
- NTT東西については、NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等との関係は変わらず、今後とも各種法令などを遵守していくことから、公正競争条件の確保に支障が生じることはない

NTTグループ各社間の関係性に  
変化が生じる蓋然性が高いと想定  
(NTTグループ内での最適化・一体化志向により  
規制効果が弱まり、各種取引がブラックボックス化)

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第3回) 資料3-2 当社提出資料(2021年1月14日)

# 既存ルールを検証について

## 現行の非対称規制の対象事業者(NTT東西殿・NTTドコモ殿)については、既存の考え方に照らし維持が適切

### 【禁止行為規制の適用を受ける事業者についての考え方】

#### 禁止行為規制の背景

31

禁止行為規制は、市場支配力やボトルネック設備を設置する事業者と同じ企業グループに属することや、強大な資金力を背景とした競争阻害行為への懸念・苦情を契機として策定されたもの(移動通信分野については、下記の考え方にに基づき、事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力、ブランド力、共同支配等の諸要因が勘案されNTTドコモ殿が指定)

##### 移動通信分野における市場支配的な事業者の指定の考え方

収益シェアに加え、事業規模等も勘案し、ガイドラインの基準に基づき、市場支配的な事業者を指定。  
 NTTドコモの収益シェアは指定。

**市場支配的な事業者の指定基準**  
(電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方(2016年3月29日))

収益シェアが25%超

- ①一定期間継続して収益シェア40%を超過
  - 市場支配力を推定し、②の諸要因を勘案し、特段の事情が無い限り指定
- ②一定期間継続して25%を超え40%以下の収益シェアを有する者が存在する場合
  - A シェアの順位
    - シェアの水準及び②の諸要因を勘案し、特に市場支配力が推定される場合に限り指定
  - イ シェアが2位以下
    - シェアの順位が3位の者とシェアの格差が小さくかつ、②の諸要因を勘案し、特に市場支配力が推定される場合に限り指定

③上記①及び②を基本とするが、その際には、業務区域毎に、下記を踏まえ総合的に判断  
 事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力(ブランド力、需要/供給の代替性、価格の弾力性)、サービスや端末等の開発/流通における優位性、共同支配等

出典：市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方(情報通信委員会 2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会 (第8回)：2014年6月10日)

#### 【総合的な事業能力を測定するための諸要因】

- ・事業規模 (資本金、収益、従業員数)
- ・市場への影響力、ブランド力
- ・製品・サービスの多様性
- ・潜在的な競争の不在
- ・技術上の優位性・卓越性
- ・需要及び供給の代替性、価格の弾力性
- ・共同支配

出典：電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方(2016年3月29日)

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第3回) 資料3-2 当社提出資料(2021年1月14日)

### 【NTT東西殿・NTTドコモ殿の市場支配力】

#### 前提1：NTTグループの特殊性・優位性

7

公正競争の検証にあたってはNTTグループの特殊性・優位性を十分考慮する必要がある(旧電電公社を母体とし、ボトルネック施設を独占的に有していること、民営化以降も公社時代の資産を受け継いでいること等)

##### 日本電信電話株式会社等に関する法律 (特許会社(NTT&NTT東日本)に対する規制)

**責務**  
 赤まわく電話の提供  
 研究推進・成果普及

**取扱規制**  
 外資規制(1/3未満)  
 政府による1/3以上の株式保有  
 事業計画認可

役員選任・専任事項分限可  
 役員報酬規制  
 事業計画認可

政府の株式保有義務  
事業計画認可等

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第1回) 資料1-2 事務局資料(2020年12月3日)

**【重点指摘】グループ保有資産の活用**  
 グループの業務拠点との連携や企業等とのパートナーシップの構築により、全国の商売等のリソースを最大限活用したサービス提供が図れます

ボトルネック設備を始めとする公社時代の資産を受け継ぎ

【参考：当社におけるNTTネットワークへの依存度】

1. 端末系回線：
2. 中継系回線：
3. コロケーション：

※赤枠内は構成員限り

#### 前提2：NTTドコモ殿の市場支配力①

8

NTTドコモ殿は依然として圧倒的な競争力を有し、一時的な利益の順位等で市場環境を捉えたと、あるべき競争政策を見誤る(NTTドコモ殿が3位という前提が議論のスタートとして不適切)

携帯電話の契約数シェアはトップを維持

財務面でも優位性を有する

有利子負債が少ない

配当原資相当(3,000億円以上/年)を内部資金として活用可能

移動系通信の契約数(事業者別シェア)

事業者	2018	2019	2020
docomo	42.8%	42.8%	42.8%
au	32.5%	32.5%	32.5%
SoftBank	24.7%	24.7%	24.7%

出典：電気通信サービスに関するデータ(2020年6月) (総務省：2020年9月18日)

項目	有利子負債(億円)		
	SBKK FY19	KDDI FY19	docomo FY19
有利子負債	5.1	1.7	0.3

出典：各社公表資料より当社にて作成

項目	配当原資相当(億円)		
	SBKK FY19	KDDI FY19	docomo FY19
配当原資相当	3,000	3,000	3,000

出典：2021年3月期(第30期)配当原資相当(調整)に関する資料(株式会社NTTドコモ：2020年9月29日)

## ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題 ((a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念)

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>卸料金の高止まり</b>		
NTT東西殿の 光サービス卸料金の適正性	NTT東西殿の光サービス卸料金(経年) (単価・原価・利益率・営業費等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>光サービス卸料金引き下げのインセンティブが低下する中、料金水準の適正性が確保されているのか、高止まりしていないか検証が必要</li> </ul>
<b>光エリア拡大における不公平な取扱いのおそれ</b>		
光エリア拡大の適正性 (NTTグループの基地局整備・ ローカル5Gサービス提供等に 有利な取扱いをしていないか)	各社へのヒアリングスキームの規定・状況 設備増強スキーム・増強状況 要望に対する対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来、NTT東西殿における光エリア化の策定基準は不透明な部分が多く、事業者要望の反映の同等性・設備計画の妥当性に疑念があったところ、NTTドコモ殿の完全子会社化によりその懸念が強まる</li> <li>公平性確保のため、光エリア化の策定基準と検討状況の明示とともに、競争事業者の需要も公平に取り上げる枠組みが必要</li> </ul>

※ 青字：競争事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

## ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題 ((a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念)

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>接続に係る公平性が不透明</b>		
接続における各種条件・ 手続きの公平性	接続状況・納期 (最大値、最小値、中央値、最頻値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ利益最大化のため、制度的担保のある接続の中でも、不当な優遇が行われることを懸念</li> <li>NTTグループ内事業者と他の競争事業者との手続きにおける公平性の確認のために、納期を比較</li> </ul>
NTT東西の設備増強/投資 ・接続機能要望の公平性	各社へのヒアリングスキームの規定・状況 設備増強スキーム・増強状況 要望に対する対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来、NTT東西殿における設備増強/投資の基準は不透明な部分が多く、事業者要望の反映の同等性・設備計画の妥当性に疑念があったところ、NTTドコモ殿の完全子会社化によりその懸念が強まる</li> <li>公平性確保のため、設備増強/投資の策定基準と検討状況の明示とともに、競争事業者の需要も公平に取り上げる枠組みが必要</li> </ul>

※ 青字：他事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

# ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題 ((a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念)

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>局舎利用・コロケーションに係る公平性が不透明</b>		
<b>局舎スペース利用の公平性</b> (NTTグループのビジネス転用に優先的に活用していないか等)	<b>局舎の利用状況のデータ</b> (敷地面積・局舎面積・スペース面積等) (一般/義務コロケーション・その他転用の割合) <b>局舎リソースの</b> <b>NTTグループ内ビジネスへの転用状況</b> (転用数、転用経緯等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>5G時代に向けて需要が高まるコロケーション設備においてNTTグループ内の要望を優先した設備投資となる懸念</li> <li>局舎利用は特定の事業者に優遇されるべきではなく、現行の義務コロケーションルールの公平性について検証が必要</li> <li>接続制度の対象外となる一般コロケーションやNTTグループ内での局舎のビジネス転用の状況についても、単価や転用基準の精査を行い、事業者間の公平性について検証が必要</li> </ul>
<b>設備設置における公平性</b>	<b>義務コロケーション取引毎の提供条件・納期</b> (最大値、最小値、中央値、最頻値) <b>NTTグループ内の一般コロケーションと義務コロケーションとの条件比較</b> (設置状況・単価等)	

※ 青字：他事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

## ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題((b)NTT東西による情報の目的外利用の懸念)

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>人的流動による情報流出のおそれ</b>		
NTTグループ内の人事交流	<p style="text-align: center;">NTTグループ※内人事異動・交流 (役員兼任・異動、その他担当者の兼務・出向等) の役職別・形態別の人数・期間</p> <p style="text-align: center;">※NTT持株殿、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコ ミュニケーションズ殿、NTTデータ殿、NTTコムウェア殿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の目的外利用が禁止されていても、NTTグループ内の人事異動・交流により人に紐づき情報の流通がなされるおそれがあり、NTTドコモ殿の完全子会社化等により上記の懸念はより高まる</li> <li>上記は、役員によるもののみならず、一般社員でも起こり得ることから、役職を問わず検証が必要</li> </ul>
<b>情報流用防止措置が十分でないおそれ</b>		
情報アクセス遮断の実運用での機能状況	<p style="text-align: center;">ファイアウォールの状況 (リモートワーク下での対応等)</p> <p style="text-align: center;">システム利用権限の付与の考え方 (管理者、役職、部署、人数等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTTグループの一体化傾向に伴い、情報の流通懸念が高まることに加えて、昨今のリモートワーク推進に伴う当該措置の機能状況について検証が必要</li> </ul>

※ 青字：他事業者情報が、検証に有効と考えられる事項



## ②NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題((b)ネットワークの一体化に伴う課題)

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>ネットワーク一体化</b>		
NTTドコモ殿とNTTコム殿 のネットワーク連携	NTTドコモ殿とNTTコム殿の ネットワーク連携に向けた動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>両社間でのネットワーク統合・連携は、禁止行為規制対象となりうる認識であり、禁止行為に抵触しない具体的な方策の検証が必要</li> </ul>
<b>新たなボトルネック発生のおそれ</b>		
新たなボトルネックの有無 (NTTドコモ殿やNTTコム殿に おけるボトルネック性の検証)	NTTグループ各社のネットワーク連携を 利用した一体的サービス・ サービスに用いられる機能の検証 (アンバンドル状況・設備状況に伴う調達内容)  NTTドコモ殿とNTTコム殿の ネットワーク調達状況・機能開放状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTTグループ内の機能最適化により、NTTグループ各社のネットワーク一体化による強大なネットワークの出現が想定され、NTT東西殿以外における新たなボトルネックの発生を懸念</li> </ul>
<b>規制の潜脱行為</b>		
NTTドコモ殿・NTTコム殿の 機能再編状況 (NTTコム殿の事業の NTTドコモ殿への移管状況等)	NTTコム殿・NTTドコモ殿間の 事業譲渡等、機能再編に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTTコム殿の主要事業のNTTドコモ殿への移管等でNTTコム殿の存在が形式的なものとなった場合、NTT東西殿⇔NTTコム殿間の特定関係事業者制度による規制が形骸化する懸念</li> </ul>

※ 青字：他事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

## ③その他公正競争確保に係る課題((a)競争事業者の排除の懸念)

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>グループ内内部相互補助</b>		
NTTドコモ殿をめぐる 内部相互補助の有無 (NTTドコモ殿の利益圧縮に伴う グループ利益最大化等)	<b>セグメント別(例：移動系通信事業単体・ドコモ光等) の収支、営業利益、営業利益率等</b>  <b>グループ内取引額・取引量</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ利益最大化を目的とし、NTTドコモ殿単体では利益度外視の経営を行う等の懸念</li> </ul>
<b>NTTドコモ殿完全子会社化による財務上の競争力強化</b>		
NTTドコモ殿資金調達状況 (NTT持株殿の信用力行使・ 配当原資相当の活用による 手元資金の拡大等)	<b>資金調達状況</b>  <b>有利子負債、配当に関する情報等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTTドコモ殿の上場廃止に伴い、配当原資相当の資金を自由に活用することが可能となり、NTTドコモ殿の競争力が強化</li> <li>上記は、今回の完全子会社化を通じて実現されるものであるが、NTT持株殿の信用力・購買力を活用する点で共同調達と同様であり、その是非について検証が必要(今後の資金調達においても同様)</li> </ul>

※ **青字**：他事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

## ③ その他公正競争確保に係る課題((a)競争事業者の排除の懸念)

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>公社時代から引き継ぐ資産が公正競争に与える悪影響</b>		
公社時代から引き継ぐ資産の活用状況	NTTグループ全体の公社時代資産（局舎・保有施設・設備等）の数と立地面積・開放状況・利活用状況の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NTTグループが公社時代から引き継ぐ資産は、5G/IoT時代においてますます重要性が高まるものであるが、利用ルール等のないものが多い</li> <li>• 局舎や保有施設・資産を活用したサービス（ビジネス転用・ローカル5G等）の実態を把握し、競争に与える影響の検証が必要</li> </ul>
<b>公正競争要件の反故</b>		
過去の公正競争要件の遵守状況	それぞれの公正競争要件に係る遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今回の議論の契機となったNTTドコモ殿の完全子会社化は、公正競争要件（出資比率の低下）を、NTT持株殿及びNTTドコモ殿自身が環境変化を理由に反故にしており、今後同様の動きを懸念</li> <li>• 定期的に遵守状況の確認が必要</li> </ul>

※ 青字：他事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

## ③ その他公正競争確保に係る課題((b)研究開発に係る課題)

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>NTT独自仕様の促進</b>		
NTT持株殿を中心としたグループ体的な研究開発の実施による、NTT仕様への影響	基礎研究の開示状況 グループ体での研究開発状況 (NTT持株殿とNTTドコモ殿等との研究開発の連携状況等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定・移動融合型の研究開発等が、NTT持株殿を中心にNTTドコモ殿とNTT東西殿等が連携し行われることで、NTT独自仕様の固定化が進展する懸念</li> </ul>

※ 青字：他事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

### ③ その他公正競争確保に係る課題((c)市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題)

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>局舎利用・コロケーションに係る公平性が不透明(再掲 ①-a)</b>		
局舎スペース利用の公平性 (NTTグループのビジネス転用に優先的に活用していないか等)	<p style="text-align: center;">局舎の利用状況のデータ (敷地面積・局舎面積・スペース面積等) (一般/義務コロケーション・その他転用の割合)</p> <p style="text-align: center;">局舎リソースの NTTグループ内ビジネスへの転用状況 (転用数、転用経緯等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5G時代に向けて需要が高まるコロケーション設備においてNTTグループ内の要望を優先した設備投資となる懸念</li> <li>• 局舎利用は特定の事業者に優遇されるべきではなく、現行の義務コロケーションルールの公平性について検証が必要</li> <li>• 接続制度の対象外となる一般コロケーションやNTTグループ内での局舎のビジネス転用の状況についても、単価や転用基準の精査を行い、事業者間の公平性について検証が必要</li> </ul>
設備設置における公平性	<p style="text-align: center;">義務コロケーション取引毎の接続条件・納期 (最大値、最小値、中央値、最頻値)</p> <p style="text-align: center;">NTTグループ内の一般コロケーションと 義務コロケーションとの条件比較 (設置状況・単価等)</p>	
<b>人的流動による情報流出のおそれ(再掲 ①-b)</b>		
NTTグループ内の人事交流	<p style="text-align: center;">NTTグループ※内人事異動・交流 (役員兼任・異動、その他担当者の兼務・出向等) の役職別・形態別の人数・期間</p> <p style="text-align: center;">※NTT持株殿、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿、NTTデータ殿、NTTコムウェア殿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報の目的外利用が禁止されていても、NTTグループ内の人事異動・交流により人に紐づき情報の流通がなされるおそれがあり、NTTドコモ殿の完全子会社化等により上記の懸念はより高まる</li> <li>• 上記は、役員によるもののみならず、一般社員でも起こり得ることから、役職を問わず検証が必要</li> </ul>

※ 青字：他事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

### ③ その他公正競争確保に係る課題((d)間接取引による現行規制の潜脱の懸念)

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>間接取引を利用した禁止行為規制の潜脱のおそれ</b>		
<p style="text-align: center;">間接取引の適正性 (原価割れでの卸提供による 禁止行為規制の潜脱有無)</p>	<p style="text-align: center;">NTTグループ内での商材ごとの卸状況・ 原価内容・顧客単価・収益率・営業費等の内訳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば、NTTコム殿がNTTドコモ殿から卸提供を受けた価格よりも低い価格でNTTレゾナント殿に卸すことで、不当な競争を引き起こす懸念あり(NTTグループ内の別の会社経由でも起こり得る)</li> <li>• グループ内での商材ごとの卸状況を把握し、不当な料金設定有無等について検証が必要</li> </ul>

※ 青字：他事業者情報が、検証に有効と考えられる事項

## ④ 将来的なネットワークの統合等に伴う課題について

検証が必要な事項	検証のために必要な情報	理由・根拠
<b>IOWN構想でNTT仕様になる懸念</b>		
<b>IOWN構想</b> (ネットワーク設計段階における ボトルネック性の発現)	<b>IOWN構想検討状況</b> (最新の詳細検討状況)  <b>アンバンドルの内容</b> (枠組み・仕様・接続か卸か)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ボトルネック性がある形でネットワークが設計されていた場合、ネットワークが完成した段階では既に手遅れの懸念あり</li> <li>• IOWN構想の検討段階から、最新の検討内容詳細やアンバンドルの内容を検証し、ボトルネック性を確認することが必要</li> </ul>
<b>新たなボトルネック発生のおそれ (再掲 ②-b)</b>		
<b>新たなボトルネックの有無</b> (NTTドコモ殿やNTTコム殿に おけるボトルネック性の検証)	<b>NTTグループ各社のネットワーク連携を            利用した一体的サービス・            サービスに用いられる機能の検証</b> (アンバンドル状況・設備状況に伴う調達内容)  <b>NTTドコモ殿とNTTコム殿の            ネットワーク調達状況・機能開放状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NTTグループ内の機能最適化により、NTTグループ各社のネットワーク一体化による強大なネットワークの出現が想定され、NTT東西殿以外における新たなボトルネックの発生を懸念</li> </ul>

※ 青字：他事業者情報が、検証に有効と考えられる事項


# 検証結果等による見直し

下記事象が生じた場合、既存ルールに照らし必要な措置他、ルールの強化等、**公正競争環境確保のために必要な措置をすみやかに講じていただきたい**  
 (特段の事象がなくとも、一定期間(3年後等)経過後の議論も一案)

## 市場検証会議等の 検証結果で問題が指摘

電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)  
 年次レポート

令和2年8月



総務省  
 Ministry of Internal Affairs and Communications

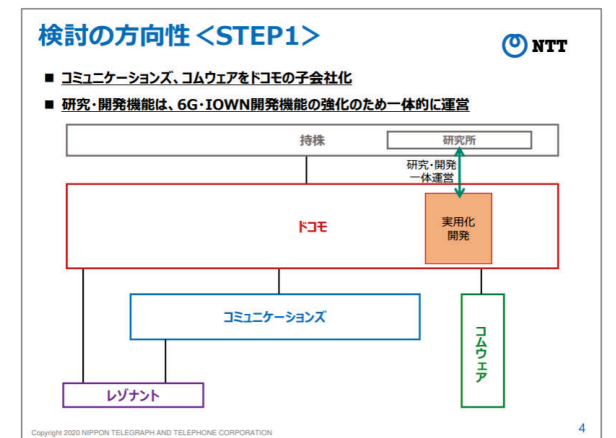
出典：電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポート(2020年8月)

## 現行規制・公正競争要件に反する 疑いのある行為

NTTグループ主要会社設立時の公正競争要件	
1988年 NTTデータへの事業譲渡	データ通信事業の分離について(1988年4月日本電信電話株式会社報道発表)
1992年 NTTコムへの事業譲渡	日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について(1992年4月郵政省報道発表)
1997年 NTTコムウェアへの事業譲渡	ソフトウェア関連業務の事業化について(1997年3月日本電信電話株式会社報道発表)
1999年 持株会社、地域会社及び長距離会社への再編成	日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(1999年12月郵政省告示)

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第4回) 参考資料1 事務局資料(2021年1月28日)

## NTTグループの機能・組織再編・ ネットワーク統合に向けた動き



出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第2回) 資料2-6 日本電信電話株式会社提出資料(2020年12月25日)

内容如何によっては、ボトルネック性に起因する影響を根本的に断ち切るべく、**構造的措置(資本・構造分離)の検討が必要**